

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 5 月 27 日提出

有田川町長 中山 正 隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和4年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
理 由	令和3年度の事業費が確定したことにより、繰入金、地方債等の額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和 3 年度

有田川町公共下水道事業特別会計補正予算

(第 3 号)

令和３年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和３年度有田川町の公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，５５８千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２７０，４４０千円と定める。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 既定の地方債の変更は、「第２表地方債の補正」による。

令和４年３月３１日専決

有田川町長 中山 正 隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	80,380	26,345	106,725
	1 負担金	80,380	26,345	106,725
2	使用料及び手数料	118,433	△1,493	116,940
	1 使用料	118,433	△1,493	116,940
3	国庫支出金	127,000	△12,000	115,000
	1 国庫補助金	127,000	△12,000	115,000
4	県支出金	18,500	△115	18,385
	1 県補助金	18,500	△115	18,385
5	財産収入	700	△442	258
	1 財産運用収入	700	△442	258
6	繰入金	695,074	△22,954	672,120
	1 繰入金	695,074	△22,954	672,120
7	繰越金	1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
8	諸収入	27,010	27,602	54,612
	1 雑入	27,010	27,602	54,612
9	町債	204,900	△18,500	186,400
	1 町債	204,900	△18,500	186,400
歳 入 合 計		1,271,998	△1,558	1,270,440

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	62,919	△3,498	59,421
	1 総務管理費	62,919	△3,498	59,421
2	施設費	431,674	△31,440	400,234
	1 公共下水道施設管理費	72,166	△5,670	66,496
	2 公共下水道施設整備事業費	359,508	△25,770	333,738
3	公債費	674,425	△12,560	661,865
	1 公債費	674,425	△12,560	661,865
4	諸支出金	99,980	48,940	148,920
	1 基金積立金	99,980	48,940	148,920
5	予備費	3,000	△3,000	0
	1 予備費	3,000	△3,000	0
歳 出 合 計		1,271,998	△1,558	1,270,440

第 2 表

地 方 債 の 補 正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業	101,200	証書借入	3. 5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	92,000	証書借入	3. 5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
下 水 道 事 業 (公営企業会計適用債)	2,500	〃	〃	〃	2,400	〃	〃	〃
過 疎 対 策 事 業	101,200	〃	〃	〃	92,000	〃	〃	〃

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

1 総括
(歳入)

- 6 -

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 款 分担金及び負担金

26,345千円

1 項 負担金

26,345千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 負担金	千円 80,380	千円 26,345	千円 106,725
計	80,380	26,345	106,725

2 款 使用料及び手数料

△1,493千円

1 項 使用料

△1,493千円

1 使用料	118,433	△1,493	116,940
計	118,433	△1,493	116,940

3 款 国庫支出金

△12,000千円

1 項 国庫補助金

△12,000千円

1 社会資本整備総合交付金	127,000	△12,000	115,000
計	127,000	△12,000	115,000

4 款 県支出金

△115千円

1 項 県補助金

△115千円

1 下水道促進整備交付金	18,500	△115	18,385
計	18,500	△115	18,385

節		説	明
区 分	金 額		
1 負担金	千円 26,140	下水道課 公共下水道事業受益者負担金	千円 26,140
2 負担金（滞納 繰越金）	205	下水道課 負担金（滞納繰越金）	205

1 現年度分	△1,809	下水道課 公共下水道使用料	△1,809
2 滞納繰越金	316	下水道課 滞納繰越金	316

1 社会資本整備 総合交付金	△12,000	下水道課 社会資本整備総合交付金	△12,000

1 下水道促進整 備交付金	△115	下水道課 和歌山県下水道促進整備交付金	△115

5 款 財産収入 △442千円
1 項 財産運用収入 △442千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	千円 700	千円 △442	千円 258
計	700	△442	258

6 款 繰入金 △22,954千円
1 項 繰入金 △22,954千円

1 繰入金	695,074	△22,954	672,120
計	695,074	△22,954	672,120

7 款 繰越金 △1千円
1 項 繰越金 △1千円

1 繰越金	1	△1	0
計	1	△1	0

8 款 諸収入 27,602千円
1 項 雑入 27,602千円

1 雑入	27,010	27,602	54,612
計	27,010	27,602	54,612

9 款 町債 △18,500千円
1 項 町債 △18,500千円

1 下水道債	204,900	△18,500	186,400
--------	---------	---------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 利子及び配当 金	千円 △442	下水道課 下水道事業整備基金利子 下水道事業減債基金利子	千円 △309 △133

1 一般会計繰入 金	△22,954	下水道課 一般会計繰入金	△22,954

1 繰越金	△1	下水道課 繰越金	△1

1 雑入	27,602	下水道課 雑入	27,602

1 下水道債	△18,500	下水道課 公共下水道事業債 過疎対策事業債 下水道事業債（公営企業会計適用債）	△9,200 △9,200 △100
--------	---------	--	--------------------------

有田川町公共下水道事業特別会計

9 款 町債
1 項 町債

△18,500千円

△18,500千円

目	補正前の額	補 正 額	計
計	千円 204,900	千円 △18,500	千円 186,400

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

3 歳 出

1 款 総務費

△3,498千円

1 項 総務管理費

△3,498千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 62,919	千円 △3,498	千円 59,421	千円	千円 △100	千円 240	千円 △3,638
計	62,919	△3,498	59,421	0	△100	240	△3,638

2 款 施設費

△31,440千円

1 項 公共下水道施設管理費

△5,670千円

1 公共下水道 施設管理費	72,166	△5,670	66,496			△5,670	
計	72,166	△5,670	66,496	0	0	△5,670	0

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 △1,466	総務課 時間外勤務手当	千円 △1,466
4 共済費	△5	総務課 職員共済組合負担金	△5
8 旅費	△282	下水道課 普通旅費	△282
11 役務費	△250	下水道課 水質検査手数料	△250
12 委託料	△790	下水道課 地方公営企業法適用支援業務委託料 使用料徴収委託料	△110 △680
15 原材料費	△170	下水道課 原材料費	△170
18 負担金補助及 び交付金	△535	下水道課 研修会等参加負担金 下水道技術研修会負担金 下水道推進協議会助成金 排水設備等改造資金利子補給金	△120 △195 △180 △40

10 需用費	△1,700	下水道課 消耗品費 光熱水費（電気代） 医薬材料費	△350 △950 △400
11 役務費	△220	下水道課 計量器定期検査料	△220
12 委託料	△3,600	下水道課 施設設備管理委託料	△3,600
13 使用料及び賃 借料	△150	下水道課 有料道路使用料	△150

2 款 施設費

△31,440千円

2 項 公共下水道施設整備事業費

△25,770千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 公共下水道 施設整備事業費	千円 359,508	千円 △25,770	千円 333,738	千円 △12,000	千円 △18,400	千円 4,625	千円 5
計	359,508	△25,770	333,738	△12,000	△18,400	4,625	5

3 款 公債費

△12,560千円

1 項 公債費

△12,560千円

1 元金	578,218	△10,790	567,428				△10,790
2 利子	96,207	△1,770	94,437				△1,770
計	674,425	△12,560	661,865	0	0	0	△12,560

4 款 諸支出金

48,940千円

1 項 基金積立金

48,940千円

1 公共下水道 事業整備基金積立金	81,280	49,180	130,460			49,170	10
2 公共下水道 事業減債基金積立金	18,700	△240	18,460	△115		△133	8
計	99,980	48,940	148,920	△115	0	49,037	18

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 △100	下水道課 不動産鑑定委託料 千円 △100
14 工事請負費	△24,000	下水道課 管路整備事業 △24,000
18 負担金補助及 び交付金	△1,670	下水道課 早期接続奨励金 △1,670

22 償還金利子及 び割引料	△10,790	下水道課 過疎対策事業債 下水道事業債（公営企業会計適用債） △9,930 △860
22 償還金利子及 び割引料	△1,770	下水道課 下水道事業債 過疎対策事業債 下水道事業債（公営企業会計適用債） △150 △1,570 △50

24 積立金	49,180	下水道課 公共下水道事業整備基金利子積立金 公共下水道事業整備基金積立金 △300 49,480
24 積立金	△240	下水道課 公共下水道事業減債基金利子積立金 公共下水道事業減債基金積立金 △130 △110

5 款 予備費

△3,000千円

1 項 予備費

△3,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 3,000	千円 △3,000	千円 0	千円	千円	千円 △3,000	千円
計	3,000	△3,000	0	0	0	△3,000	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正 千円